

※愛知クラブ・都道府県記者クラブ同時発表

平成27年10月13日（火）
愛知県道路公社
総務部総務課 小島・武田
県庁内線 4987・4988
電話 052-961-1621
愛知県建設部道路維持課
有料道路コンセッション推進室
コンセッション推進・公社管理グループ
担当 川口・棄原
内線 2711・2691
ダイヤルイン 052-954-6537

有料道路コンセッションに関する実施方針 (「愛知県有料道路運営等事業 実施方針」) を 公表します。

本県では、愛知県道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき管理する有料道路において、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供と有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出等を目的として、民間事業者による公社管理道路運営事業（有料道路コンセッション）の実施を予定しています。

本年7月15日に、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の改正法が公布され、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営権を公社管理道路に設定する特例措置が法制化されました。

さらに、9月9日には、国家戦略特別区域制度において本県の区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたことにより、この特例措置を愛知県道路公社の公社管理道路8路線に適用することが可能となりました。

これを受け、愛知県道路公社では、PFI法第5条の規定に基づき事業の実施に関する方針（「愛知県有料道路運営等事業 実施方針」）を定め公表するとともに、民間事業者からの質問又は意見を受け付けます。

1 「愛知県有料道路運営等事業 実施方針」の主な内容

別紙のとおり

2 「愛知県有料道路運営等事業 実施方針」に関する説明会の実施

（1）日 時：平成27年10月20日（火） 10時00分～11時30分

(2) 場 所：名古屋会議室 プライムセントラルタワー名古屋駅前店
愛知県名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号
名古屋プライムセントラルタワー13 階

(3) 参加申込

申込期限：平成 27 年 10 月 19 日（月）12 時（正午）まで（必着）
申込先：愛知県道路公社 総務部総務課

3 「愛知県有料道路運営等事業 実施方針」に関する質問又は意見の受付

- (1) 受付期間：平成 27 年 10 月 14 日（水）から
平成 27 年 10 月 27 日（火）17 時まで（必着）
(2) 提出先：愛知県道路公社 総務部総務課

※ 「愛知県有料道路運営等事業 実施方針」の内容（上記 1）、説明会（上記 2）及び質問・意見の受付（上記 3）に関する詳細については、愛知県道路公社のホームページをご参照ください。

<http://www.aichi-dourokousha.or.jp/archives/concession/jisshihoushinnokouhyo>

<参考> 今後の主なスケジュール等

| | |
|----------------|-----------------------|
| 平成 27 年 11 月頃 | 特定事業の選定 募集要項等の公表 |
| 平成 28 年 1 月頃 | 参加表明書及び第一次審査資料の提出期限 |
| 平成 28 年 2 月頃 | 第一次審査結果の通知 |
| 平成 28 年 2～3 月頃 | 競争的対話の実施 |
| 平成 28 年 5 月頃 | 第二次審査資料の提出期限 |
| 平成 28 年 6 月頃 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| 平成 28 年 7 月頃 | 基本協定の締結 運営権の設定及び公表 |
| 平成 28 年 8 月頃 | 実施契約の締結及び公表 |
| 平成 28 年 10 月頃 | 事業の開始 |

1 事業内容に関する事項

(1) 事業方式 及び 事業範囲

「維持管理・運営業務」は、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営事業として実施する。
「改築業務」は、維持管理・運営業務と一括公募し、コンストラクション・マネジメント（CM）方式により実施する。

「維持管理・運営業務」：交通管理業務（道路巡回・交通管制）、維持業務（清掃・植栽管理等）、施設点検及び修繕業務（舗装・橋梁の点検及び修繕等）、危機管理対応業務（通行規制等）、運営業務（料金徴収等） 等
「改築業務」：武豊北IC（仮称）の新設、りんくうIC出口の追加、
大府PA（下り線）（仮称）・阿久比PA（上り線）（仮称）の新設 等

(2) 対象となる公共施設等 及び 運営権の存続期間

愛知県道路公社（「公社」）が、道路整備特別措置法（「特措法」）に基づき料金徴収等を行う公社管理道路のうち、以下に掲げる道路を対象とする。運営権の存続期間は、実施契約の定める日に始まり、国土交通大臣の許可を受けた各路線の料金徴収期間の満了をもって終了する。

| 運営権設定路線 | 知多4路線※ | 猿投グリーンロード | 衣浦トネル | 衣浦豊田道 路 | 名古屋瀬戸道 路 |
|--------------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 存続期間 終了期日 | H58.3.31 | H41.6.22 | H41.11.29 | H46.3.5 | H56.11.26 |

※「知多4路線」：知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路

(3) 料金に関する事項

運営権者は、公社が、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けた料金の額（公社が料金割引を実施している場合にあっては当該割引後の料金の額）を上限として、弾力的に料金の額を設定することができる（料金の額を設定するにあたっては、公社への届出が必要）。

(4) 附帯事業 及び 任意事業

1) 附帯事業

運営権者は、公社が設置した休憩所等附帯施設のうち、売店、食堂及び自動販売機（「売店等」）の営業を行うものとする。新設のパーキングエリアに隣接する区域においても、売店等その他利用者の利便向上に資する施設を自らの責任と費用により設置し営業を行うものとする。

2) 任意事業（区域外事業）

本事業の目的の一つは、沿線開発を含めた地域経済の活性化等であることから、応募グループを構成する企業や協力企業等は、自らの責任と費用により、地域活性化や道路の利用促進に資する事業を行うことができるものとする。

(5) 運営権者による運営の結果生じる収益の帰属

維持管理・運営業務において、運営権者の創意工夫によって生じる経費節減による収益は、その全額を運営権者に帰属させる。

各年次の実績料金収入が運営権設定時における各年次の計画料金収入を上回る場合については、差異が6%の範囲内であれば運営権者に帰属、それを超える部分については公社に帰属させる（計画料金収入を下回る場合についても同様）。

(6) 運営権対価の基準となる価額

運営権対価の基準となる価額は、公社運営継続時の期待収支を年1.18%により現在価値に割り戻した1,219.77億円以上とし、このうち運営権対価一時金は150億円以上とする。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集・選定方法 及び 審査体制

競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、競争性のある随意契約による。
優先交渉権者の決定にあたり、公社は、学識経験者等で構成する民間事業者選定委員会を設置する。

(2) 実施方針の公表以降における手続き

- ① 募集要項等の公表及び募集要項等に関する説明会
- ② 第一次審査（資格審査及び基本的事項に関する提案審査）
- ③ 競争的対話（第二次審査参加者との競争的対話により、必要に応じて要求水準等の調整を行う。）
- ④ 第二次審査～優先交渉権者の決定（詳細かつ具体的な事項に関する提案審査）

(3) 応募者の構成・資格等

応募者は、応募企業又は応募グループとし、応募グループにより応募する場合、代表企業を定めるものとする。また、日本国外における道路事業のマネジメント業務を行っている又は行った実績を有する法人が応募グループ外で参加する場合、当該法人は応募グループの一員とみなす。

なお、応募企業及び応募グループを構成する企業は、特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者でないこと。

(4) 応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格

応募企業、応募グループの代表企業又は応募企業若しくは応募グループの代表企業と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者が、国内外のインフラ事業（道路、空港、上下水道等）又は不動産開発事業において一定の出資又はマネジメント業務を行った実績、あるいは、国内のPFI事業において一定の出資をして事業を実施した実績を有していること。

3 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

リスク分担の主な項目は以下のとおり。

1) 物価変動リスク

事業期間中の市場変動による物価変動リスクは運営権者が負うものとするが、1.5%を超える物価上昇分は公社が負担し、1.5%を超える物価下落分は公社に帰属させる。

2) 競合路線の新規開設等リスク

公募時に予見可能な競合路線の新規開設等による利用台数の変動によるリスクについて、契約時の交通量予測と供用後の実交通量との差異のうち、増収分は公社に帰属させ、減収分は公社が負担する。

(2) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、要求水準書に定める基準に基づき業務が確実に遂行されているか点検を実施し、公社に報告を行うものとする。

2) 公社によるモニタリング

公社は、業務に対するモニタリング（要求水準が達成されているかなどを確認）及び財務に対するモニタリング（運営権者の財務状況を把握し、本事業の継続性・安定性を確認）を行い、必要に応じ運営権者に対して改善指示等を行う。